

(参考)葛飾区の政策体系

本区が行う行政活動は、区の将来像である「水と緑ゆたかな心ふれあう住みよいまち」の実現に向けて、基本計画上の計画体系に合わせて「政策—施策—事務事業」の3つに体系化されます。これらは、目的と手段の関係にあり、施策は、指針となる政策の目標を達成するための手段であり、事務事業は、施策の目標を達成するための具体的な手段となります。

なお、平成23年度から実施する新たな行政評価制度においては、計画体系における最小単位である事務事業を評価対象とします。

